○文化庁告示第五十四号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年十一月二十二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年十二月六日

文化庁長官　近藤　誠一

特定非営利活動法人ディジー枚方

○文化庁告示第五十五号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十二年十一月二十二日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年十二月六日

文化庁長官　近藤　誠一

財団法人名古屋キリスト教女子青年会

○農林水産省告示第二千四十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

大分県花合野地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号（既指定区域（花合野地区）標柱十七号）から標柱二号までを結んだ線、標柱二号から花合野川左岸官民地境界線から十メートル山側の線に沿って標柱三号に至る線及び標柱三号から既指定区域（花合野地区）の境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

大分県由布市湯布院町湯平

字下ノ湯五五五番一　標柱一号

字ホヲノキ五六七番一　標柱二号

〃　五七五番一　標柱三号

○農林水産省告示第二千四十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十二年六月九日　第六十一号

二　登録認定機関の名称及び住所

社団法人徳島県畜産協会　徳島県徳島市北佐古一番町六十一番十一号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

地鶏肉

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

徳島県

(2)　認定を行う事業所の所在地

徳島県徳島市北佐古一番町六十一番十一号

○農林水産省告示第二千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字下戸川西側五〇九六、五〇九六の一、五〇九七、五〇九九の一、五一〇一、五一〇一の一、五〇九八・五一〇〇・五一〇一の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡高野町大字花坂字小西谷一六三の一一、一六三の二一、一六三の五〇、一六三の五一、一六三の五四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市龍神村東字折川一七八七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県由布市庄内町長野字切小野七八五、七九五、七九六、字一ケ迫一九三六、一九三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字切小野七八五・字一ケ迫一九三六・一九三九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び由布市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市本匠大字山部字谷迫三八五の三・字目大字小野市字杉ノ内二七・字目大字南田原字ザレ一九〇五の九・一九〇五の二七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字目大字木浦内字悪所内六一九の一から六一九の五まで、直川大字上直見字猫ノ内三五一七（次の図に示す部分に限る。）、三五一八、三五一九（次の図に示す部分に限る。）、三五二〇、三五二一、三五二三・三五二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五二五、三五二六、三五二八（次の図に示す部分に限る。）、三五二九、三五三〇、三五三一、三五三三の一、三五三三の二、三五三五

二　指定の目的　水源のかん養